今月のお知らせ 第360号

毎年弊社では確定申告を前倒しで完了 し、3月14日(木)は臨時休業とさせて いただいております。予めご了承くださ い。



TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL https://www.osmk-ohb.co.jp
令和 6 年 3 月 1 日
代表社員 石 田 洋 祐

●誤って振込んだ支払いの返金とインボイス

皆さんもたまにやってしまうことがあると思います。誤って請求額以上の金銭を振り込んでしまうこと。先方からは振込手数料が差し引かれて返金、ということになると思いますが、この差し引かれた**振込手数料についてはインボイスが必要**になります。誤って振り込んでしまって更に先方にインボイスも作成してもらわないと仕入税額控除ができなくなりますのでご注意ください。

●警視庁 パーキングメーターの利用料金は非課税と周知

コインパーキングの料金は課税取引なので、何気なくパーキングメーターの料金も課税仕入としていることはないでしょうか。実は、このパーキングメーターの料金は駐車料金ではなく、パーキングメーターの維持管理に必要な費用を利用者が手数料として納めている、「警察手数料」つまり消費税法上の<u>非課税取引</u>に該当するとのこと。インボイス制度導入にあたり警視庁に多数の問い合わせが寄せられ、同手数料は非課税であることを HP 上で周知しているとのことです。

●国税庁 申告書等への収受日受付印の押なつを廃止へ

国税庁は令和7年1月以後、申告書等の控えへの「収受日印」の押なつを廃止するとのことです。弊社顧問先の皆様は弊社が e-tax で申告書を代理送信しておりますので、e-tax の受信通知が提出の事実確認となりますが、一部 e-tax では提出できない書類は税務署へ持参や郵送で対応しております。世間で DX (デジタルトランスフォーメーション)の取り組みが進められていく中、単に電子による帳簿保存に止まらず、取引情報のデータ化にまで踏み込まなければ本格的な DX の果実を得ることはできないと言われています。そう簡単な問題ではありませんが、働き手の減少などの解決のため積極的に取り組みたい問題ですね。